

建築基準関係規定及び仮使用認定基準に適合しないことを認める旨の通知に関する聴聞実施要領

平成 28 年 10 月 1 日  
28 川ま建管第 1 6 8 7 号

(目的)

第 1 条 この要領は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の 2 第 6 項及び第 7 条の 6 第 4 項の規定による通知に伴う聴聞に際し必要な手続きとして、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）及び、川崎市聴聞等に関する規則（平成 6 年川崎市規則第 46 号）に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務担当)

第 2 条 この要領で定める聴聞に関する事務の担当は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課とする。

(聴聞の通知)

第 3 条 法第 15 条第 1 項の規定による聴聞の通知は、不利益処分の名あて人となるべき者（以下「名あて人」という。）に、予定される処分内容及び根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、聴聞の期日及び場所等を記載した聴聞通知書（第 1 号様式）により、聴聞の期日の 2 週間前までに通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者（次条の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由により聴聞の期日の変更を申し出るときは、聴聞期日変更申出書（第 2 号様式）により聴聞の期日までに申し出ることができる。

3 市長は、聴聞の期日の変更を行った場合は、聴聞期日等変更通知書（第 3 号様式）により、聴聞の期日の 2 週間前までに当事者及び法第 17 条第 2 項に規定する参加人（以下「参加人」という。）宛てに聴聞の期日等の変更の通知をするものとする。

(聴聞の公示)

第 4 条 法第 15 条第 3 項の規定により名あて人の所在が判明しない場合において、前条第 1 項及び第 3 項の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載した聴聞開催通知（第 4 号様式）を川崎市役所掲示場に掲示する。

- (1) 名あて人の氏名及び住所
- (2) 聴聞の期日及び場所

(3) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(4) 前条第1項の聴聞通知書をいつでもその者に交付する旨

- 2 前項の掲示は、聴聞の期日の4週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人の選任等)

第5条 当事者又は参加人は、法第16条第1項の規定により、代理人を選任したときは、代理人資格証明書(第5号様式)により、聴聞の期日までに提出しなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、代理人の資格を喪失させたときは、代理人解任届(第6号様式)により速やかに届け出るものとする。

(関係人の参加許可等)

第6条 法第17条第1項の規定により、同項に規定する関係人(以下「関係人」という。)は、聴聞に関する手続に参加することの許可を受けようとするときは、参加許可申請書(第7号様式)により、聴聞の期日の1週間前までに同項に規定する主催者(以下「主宰者」という。)宛てに申請し、許可を受けなければならない。

- 2 主宰者は、前項の許可をしたときは、参加許可通知書(第8号様式)により、当該関係人に速やかに通知するものとする。
- 3 主宰者は、第1項の許可をしないときは、不許可の理由を記載した参加不許可通知書(第9号様式)により、当該関係人に速やかに通知するものとする。
- 4 主宰者は、聴聞に際し、意見陳述等が必要である場合は、その者に対し、参加要請書(第10号様式)により、聴聞の参加を要請することができる。

(資料の閲覧等の手続)

第7条 当事者及び当該不利益処分等がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)は、法第18条第1項の規定により、聴聞の通知があった時から聴聞が終結するまでの間、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他当該不利益処分等の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めるときは、資料閲覧等請求書(第11号様式)により請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をしたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに資料閲覧等許可通知書(第12号様式)により、当事者等に通知するものとする。

(聴聞の主宰者指名の通知)

第8条 第3条、第11条及び第15条に規定する聴聞を行う場合は、聴聞の通知を送付する日までに聴聞の主宰者を指名し、聴聞の主宰者の指名通知書(第

- 1 3号様式)を主宰者宛てに通知する。
- 2 主宰者は、まちづくり局指導部長が、指導部管理職から指名する。
- 3 前項で規定している者が、法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに新たな主宰者を指名する。
- 4 主宰者は、主宰者を補佐するための事務を行う者を選任することができる。

(補佐人の許可等)

- 第9条 当事者又は参加人は、法第20条第3項の規定により、補佐人とともに出席しようとするときは、補佐人出席許可申請書(第14号様式)により、聴聞の期日の1週間前までに主宰者宛てに申請し、許可を受けなければならない。
- 2 主宰者は、前項の許可をしたときは、補佐人出席許可通知書(第15号様式)により、当該当事者又は参加人に速やかに通知するものとする。
  - 3 主宰者は、第1項の許可をしないときは、不許可の理由を記載した補佐人参加不許可通知書(第16号様式)により、当該関係人に速やかに通知するものとする。

(意見陳述書の提出)

- 第10条 当事者又は参加人は、法第21条の規定により、聴聞の出席に代えて陳述書及び証拠書類又は証拠物件を提出するときは、意見陳述等提出書(第17号様式)により聴聞の期日までに提出することができる。

(聴聞の続行)

- 第11条 主宰者は、法第22条第1項の規定により、当事者等から証拠の書類等を後日提出する用意がある場合など聴聞を続行する必要があると認める場合は、聴聞続行通知書(第18号様式)を、聴聞期日の2週間前までに通知するものとする。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 2 第3条第2項から第3項までの規定は、聴聞を続行する場合について準用する。

(聴聞続行の公示)

- 第12条 当事者又は参加人の所在が判明しない場合において、前条第2項の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載した聴聞続行開催通知(第19号様式)を川崎市役所掲示場に掲示する。
- (1) 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名及び住所
  - (2) 聴聞の期日及び場所
  - (3) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
  - (4) 前条第1項の聴聞続行通知書をいつでもその者に交付する旨
- 2 前項の掲示は、聴聞の期日の4週間前から掲示し、掲示を始めた日から2週

間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（聴聞調書及び報告書の提出）

第１３条 主宰者は、聴聞の期日ごとに法第２４条第１項に規定する聴聞調書（第２０号様式）及び同条第３項に規定する報告書（第２１号様式）を速やかに作成し、建築指導課に提出しなければならない。

（聴聞調書及び報告書閲覧等の手続）

第１４条 当事者又は参加人は、法第２４条第４項の規定により聴聞調書及び報告書の閲覧を求めるときは、聴聞調書等閲覧等請求書（第２２号様式）により請求しなければならない。

２ 市長は、前項の許可をしたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに聴聞調書等閲覧等許可通知書（第２３号様式）により、当事者等に通知するものとする。

（聴聞の再開）

第１５条 市長は、法第２５条の規定により、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要と認め、主宰者に対し、報告書を返戻して、聴聞の再開を命じた場合、聴聞再開通知書（第２４号様式）を聴聞期日の２週間前までに通知するものとする。

２ 第３条第２項から第３項までの規定は、聴聞を再開する場合について準用する。

（聴聞再開の公示）

第１６条 当事者又は参加人となるべき者の所在が判明しない場合において、前条第３項の通知を行うときは、次に掲げる事項を記載した聴聞再開開催通知（第２５号様式）を川崎市役所掲示場に掲示する。

- （１）不利益処分の名あて人となるべき者の氏名及び住所
- （２）聴聞の期日及び場所
- （３）聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- （４）前条第１項の聴聞再開通知書をいつでもその者に交付する旨

２ 前項の掲示は、聴聞の期日の４週間前から掲示し、掲示を始めた日から２週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（聴聞通知後の取りやめ届の扱い）

第17条 第3条第1項、第3項、第10条第1項及び第15条第1項に規定する通知送付後に、当該聴聞に係る建築計画又は仮使用を取りやめる旨の報告があった場合は、市長は聴聞を中止することができる。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、まちづくり局長が定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 建築基準関係規定に適合しないことを認める旨の通知に関する聴聞実施要領(27川ま建管第820号)は廃止する。

第2号様式

聴聞期日変更申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申出者  
住所

氏名 印  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

TEL  
FAX

年 月 日付けで聴聞通知のあつた件について、次の理由により、聴聞期日の変更を申し出ます。

聴聞の件名	
期日変更の理由 (詳細に記載してください。)	
聴聞変更の希望期日 (1日・午前・午後は、丸をつけてください。)	第1希望： 年 月 日 ( ) 1日・午前・午後 第2希望： 年 月 日 ( ) 1日・午前・午後 第3希望： 年 月 日 ( ) 1日・午前・午後

- 1 聴聞の期日までに申し出をしてください。
- 2 希望期日どおりの調整がつかない場合は、後日、調整させていただきます。
- 3 変更後の聴聞期日が決定した場合は、あらかじめ文書で通知します。

第5号様式

代理人資格証明書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

氏名 印  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
 名称及び代表者の氏名)

次の者に、行政手続法 第16条第3項 第17条第3項 の規定による代理人として聴聞に関する一切の  
 行為を委任します。

聴聞の件名			
代理人の氏名		生年月日	年 月 日生
代理人の住所			
代理人の連絡先			

注 聴聞の期日までに提出してください。

第6号様式

代理人解任届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

氏名 印  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
 名称及び代表者の氏名)

次の者に、行政手続法 第16条第4項 第17条第3項 の規定により、次のとおり代理人を解任しまし  
 たので、届け出ます。

聴聞の件名			
代理人の氏名		生年月日	年 月 日生
代理人の住所			
代理人の連絡先			

注 解任した日から、1週間以内に提出してください。



第7号様式

参加許可申請書

年 月 日

(宛先) 主 宰 者

申請者  
住所

氏名 印  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

行政手続法第17条第1項の規定により、次のとおり聴聞に関する手続への参加を申請します。

聴聞の件名	
参加人の氏名	
参加人の住所	
聴聞の期日	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
聴聞の場所	
聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有する理由及び根拠	

注 この申請は、聴聞の期日の7日前までに、聴聞の主宰者に対して行ってください。  
この様式に記載しきれないときは、「別紙のとおり」とし、別紙を添付すること。

第 1 1 号様式

資 料 閲 覧 等 請 求 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

氏名 印  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

行政手続法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

聴聞の件名	
閲覧等の請求の内容	<input type="checkbox"/> 資料の閲覧 <input type="checkbox"/> 資料の写しの交付
閲覧をしようとする資料の件名等	

注 「閲覧しようとする資料の件名等」は、閲覧の求めに係る資料を特定することができるように、資料の件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。

第14号様式

補佐人出席許可申請書

年 月 日

(宛先) 主 宰 者

申請者  
住所

氏名 印  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

行政手続法第20条第3項の規定により、次のとおり補佐人の出席の許可を申請します。

聴聞の件名			
補佐人の氏名		生年月日	年 月 日生
補佐人の住所			
補佐人の連絡先			
聴聞の当事者又は参加人との関係			
補佐する事項			

注 この申請は、聴聞の期日の7日前までに、聴聞の主宰者に対して行ってください。

第17号様式

意見陳述等提出書

年 月 日

(宛先) 主 宰 者

提出者  
住所

氏名 印  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

TEL

FAX

年 月 日付けで聴聞通知のあつた件について、行政手続法第21条第1項の規定により、聴聞への出席に代えて、次のとおり、陳述書及び証拠書類等を提出します。

聴聞の件名	
意見陳述の内容	
提出した証拠書類等の 件名	

注 聴聞の期日までに主宰者宛てに提出してください。

この様式に記載しきれないときは、「別紙のとおり」とし、別紙を添付すること。

第 2 2 号様式

聴 聞 調 書 等 閲 覧 等 請 求 書

年 月 日

(宛先) 主宰者  
川崎市長

住所

氏名 印  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

行政手続法第 2 4 条第 4 項の規定により、次のとおり請求します。

閲覧等の請求の内容	<input type="checkbox"/> 聴聞調書の閲覧 <input type="checkbox"/> 報告書の閲覧	<input type="checkbox"/> 聴聞調書の写しの交付 <input type="checkbox"/> 報告書の写しの交付
-----------	---	---

閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名

注 この請求は、聴聞の終結前にあつては、聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出してください。